

職域接種会場を利用した海外在留邦人等向けワクチン接種の実施 (Q & A)

(制度趣旨・目的)

Q 本件事業はどういった趣旨・目的で行われるものなのか。

A

●今回発表したものは、在留先におけるワクチン接種状況・体制、医療事情、補償制度、日本が承認済みのワクチン接種の可否等を理由に在留先でのワクチン接種に懸念等を有する方がおられることを受けて、海外に在留する国民の健康の保持及び在留邦人保護の観点から実施するワクチン接種事業を、日本国内で実施されている職域接種事業の会場を利用して先行的に実施できるようにしたものです。

Q どのような根拠に基づいて接種するのか。

A

●海外在留邦人等向けワクチン接種と同様です。

※海外在留邦人等向け接種の根拠

国内の疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種法に基づき行う接種とは異なるものですが、国民の健康の保持及び在留邦人保護の観点から、予防接種法によるワクチン接種とは独立した国の事業として実施します。

(時期)

Q いつからいつまで接種できるのか。

A

●7月2日以降、厚生労働省と接種医療機関との間で委託契約が締結された日から可能です。ただし、7月31日までに1回目の接種が可能な対象者がいる場合のみ本件事業を利用することができます。

●本件事業の終了時期は、7月31日までに1回目の接種を行った方が、2回目の接種を終了した時点となります。

(接種の対象者)

Q 誰が対象者になるのか。

A

●海外在留邦人等向けワクチン接種事業の対象者であって以下の条件を満たす方が対象となります。

- ① 接種を受ける時点で満18歳以上である方。
 - ② 7月2日以降、厚生労働省と接種医療機関との間で委託契約が締結された日から7月31日の間に1回目の接種を希望する方。
 - ③ 職域接種会場でワクチンを2回接種する予定を確実に確保できる方。
- ※1回のみ接種は対象となりません。

Q 海外在留邦人又は対象となる外国人の家族は接種の対象にならないのか。

A

●本人が対象者としての条件を満たさない場合には、対象者の家族であっても接種の対象になりません。

Q 高齢者や基礎疾患を有する者の接種が優先されるのか。

A

●本件事業の対象者に対する接種は、予防接種法に基づく接種対象者のスケジュールに影響がない範囲で行ってください。

Q 子どもも本事業でワクチンを接種することはできるのか。

A

●モデルナ社のワクチンについては接種の日に18歳以上の方が接種対象となっていますので、18歳に満たない方は本事業によりワクチンを接種することはできません。

Q 海外転出届を提出しておらず、日本国内に住民票が残っている場合はどのようにすればよいか。

A

●本事業の対象にはならないので、住民票のある自治体での接種又は通常の職域接種の枠組みの利用をお願いします。

Q 在留届を提出していないが、接種を受けられるのか。

A

●在留届を提出していなくとも、本事業の接種対象になり得ます。
※なお、未提出者の方で、3か月以上海外に滞在する方は、管轄の在外公館に在留届を提出してください

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)。

Q 海外在住（日本に住民票を有しない）だが、一時的に日本に居住している場合は接種対象になるか。

A

●日本に住民票を有しない限り、本事業の接種対象になり得ます。

Q 7月2日より早く職域接種会場で接種できないのか？

A

●本件は、8月1日から空港で実施予定の海外在留邦人等向けワクチン接種事業を一部先行して実施するものであり、様々な準備作業を迅速に行った結果として、7月2日以降開始とさせていただいている点をご理解願います。

Q なぜ職域接種会場でのみ先行実施するのか？自治体の接種会場や自衛隊による大規模接種会場での接種はできないのか？

A

●本件は、8月1日から空港で実施予定の海外在留邦人等向けワクチン接種事業を一部先行して実施するものであり、可能な限りの調整を迅速に行った結果として、職域接種会場における実施が可能となったものです。

（費用負担）

Q ワクチン接種費用は国が負担するのか。

A

●ワクチン接種費用は国が負担します。

Q 渡航費用は国が負担するのか。

A

●渡航費用は自己負担をお願いします。

Q 滞在費用は国が負担するのか。

A

●滞在費用は自己負担をお願いします。ただし、変異株流行国・地域からの入国者について、検疫所長が確保する宿泊施設での待機期間中の滞在費等は国が負担します。

(予約)

Q 予約はどのように行うのか。

A

●予約に関するお問い合わせは全て職域接種の実施主体（企業等）にお問い合わせください。

Q 予診の結果、医師の判断で接種できず、1回目の接種を7月31日までに受けることができなくなった場合どうなるのか？改めて成田・羽田空港での接種を予約する必要があるのか？

A

●7月中に1回目の接種ができなかった場合には、8月1日から空港で実施される接種事業を利用してください。

(接種当日)

Q 接種当日に必要なものは何か。

A

●パスポート（及び外国人の場合は在留カード）、海外在留邦人等向け接種事業用の予診票等です。詳しくは、職域接種の実施主体（企業等）にお問い合わせください。

(ワクチン)

Q 接種するワクチンの種類は選択可能か。

A

●モデルナ社のワクチンのみ接種可能です。

(接種タイミング)

Q 1回目の接種の後、2回目の接種を待たずに居住国に戻ることは可能か。その後、2回目の接種のために本事業を利用することは可能か。

A

●2度の接種の間に居住国に戻ることは妨げられません。その場合、仮に居住国がワクチン接種証明書保持者に対して水際措置の緩和策を実施していても、ワクチン接種未完了を理由に、緩和対象とならない可能性も考えられるためご注意ください。

●また、2回目接種前の帰国時にも入国後の隔離措置は適用されると共に、隔離期間中の職域会場での接種は認められないため、スケジュールにご注意くださ

い。

Q 居住国で既に1回ワクチンを接種している場合に、本事業を使って2回目の接種を行うことは可能か。

A

●本事業は在留先におけるワクチン接種に懸念等があることを理由に日本でのワクチン接種を希望する方を対象としていることから、被接種者は本事業で初めて新型コロナウイルスのワクチン接種を受け、かつ、本事業により2回の接種を受けることを想定しています。したがって、既に滞在先でワクチンを接種した方は、基本のご遠慮いただくようお願いします。

●また、同一人が複数メーカーのワクチンの接種を受けることは、その影響について確たる知見が蓄積されていないことから、滞在先でモデルナ製以外のワクチンを少なくとも1回接種済みである方が本事業でワクチン接種を受けることは、政府としては推奨していません。

Q 1回目接種後、2回目接種まで日本にいられない場合、ワクチンを持ち出して滞在国で2回目を接種できるか。

A

●ワクチンの持ち出しはできません。

Q ワクチン接種後に出国する場合、出国便の出発時刻の何時間前までにワクチン接種を終える必要があるか。

A

●2回目の接種後は特に発熱等の副反応の頻度が高くなりますので、在留先へのフライトを含め、接種後の日程については十分な余裕をみていただくことをお勧めします。

(副作用)

Q 副反応による健康被害が起きた場合、補償の対象になるのか。

A

●本事業でワクチン接種を受けた方に健康被害が生じた場合、当該健康被害が本事業での接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、厚生労働省により予防接種法のB類疾病の定期接種と同水準の給付が行われます(現在、市町村が実施している臨時接種において健康被害が認定されたときよりも、給付水準は低くなります)。健康被害を受けた方は、厚生労働省(日

本国内の場合)あるいは居住地を管轄する在外公館(日本国外の場合)に申請書を提出ください。

※B類疾病の定期接種で健康被害が認定されたときの給付額

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/kyuufu.pdf>

(接種記録書/接種証明書)

Q 接種した記録は発行してもらえるのか。

A

●接種を受けた後、接種を受けた日付・場所、接種したワクチンの情報等が記載された接種記録書が職域接種会場にて発行されます。この接種記録書を見れば、いつ、どこで、どのワクチンを接種したのかが分かります。

Q 接種証明書は発行してもらえるのか。

A

●必要な方には外務省に申請いただければ接種証明書発行します。

Q 日本でワクチンを接種した場合、滞在国等で当該ワクチン接種の有効性は認められるのか。

A

●ワクチンの有効性の認定については各国毎に制度が異なるので、まずは各国の当局に確認をお願いいたします。

(個人情報保護)

Q 個人情報はちゃんと守られるのか。

A

●ワクチン接種に当たって収集された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、適切に管理されます。

(了)